

アムールの風

正統右翼の論理

● 第6回

田中健之

(黒龍會会長)

第一章

すべては国民を守るために

アメリカの追隨勢力という悲しみ

——実はアメリカのものだった日本の空——

東京都の西部、例えば世田谷区や中野区、杉並区、練馬区、武蔵野市などの上空が、「日本のものではない」という事実があります。

横田空域というものが存在しているからです。横田空域は、正式には「横田進入管制区」というもので、東京都にある在日米軍横田基地や神奈川県の米海軍厚木基地に離着陸する米軍機などに対し、管制を行う空域として米軍が管理している空域です。

横田基地は、東京都西部の福生市、羽村市、瑞穂町、武蔵村山市、立川市、昭島市にまたがっており、総面積は約七・一四平方キロ（東京ドーム約一五〇個相当）の広さがあります。

同基地には、三三五〇メートルの滑走路があり、米空軍の第三七四空輸航空団という部隊が配属されています。

アメリカ本土、ハワイ、グアム、日本、韓国などにある米軍基地の間を、兵員や物資を乗せて行き来するC5やC17などの大型輸送機やKC135といった大型空中給油機などの中継拠点で、横田基地はまさにアジア・西太平洋地域での軍事空輸のハブ基地となっています。

その広大な横田基地を離着陸する米軍機の管制を行

う横田空域の範囲は、東京、埼玉、群馬、栃木、神奈川、福島、新潟、長野、山梨、静岡の全都九県にまたがっています。最低で高度二四五〇メートル、最高七〇〇メートルまでを米軍が管理下に置いてあります。それは山脈状の巨大な空の壁として立ち塞がっており、米軍専用空域が、日本の空を東西まっ二つに分断しています。日本の民間航空機が横田空域を飛行するには、米軍の許可を得なくてはなりません。横田空域内に飛行経路を設定する場合には、米軍との協議、調整が必要です。そのため、民間航空機による定期便は、米軍の許可をその都度受けなくても済むように、横田空域を避けて飛行するようにしています。

従って、JALやANAの定期便は、この巨大な山脈のような空域を避けて、非常に不自然なルートを飛ぶことを強いられています。

前方に落雷や電の危険がある積乱雲があり、そこを避けて飛びたいという緊急時であったとしても、管制官からは、「横田空域には入らず、そのまま飛べ」と指示されます。

平成二〇(二〇〇八)年九月の日本側への一部返還で緩和はされましたが、羽田空港から北陸・西日本方面東京の場合、鉄道の駅で言うと、上板橋駅、江古田駅、沼袋駅、中野駅、代田橋駅、等々力駅のほぼ上空を南北に走っています。

横田空域の境界線の内側上空で米軍は、如何なる軍事演習も可能で、日本政府から許可を得る必要もありません。

民間航空機をほぼ締め出したその広大な空域で米軍は、C130輸送機などの低空飛行訓練、パラシュート降下訓練、基地への大型輸送機や空中給油機の入りなどに利用しています。

令和二(二〇二〇)年から横田基地に配備されること が決定しているオスプレイは、すでにこの空域内で頻 繁に低空飛行訓練が行われているのです。

昭和五二(一九七七)年九月二十七日、横田空域内の横 浜市緑区(現・青葉区)において、米軍ファントム機が 墜落事件を起こしました。

「死者二名、重軽傷者六名、家屋全焼一棟、損壊三棟」という大事故だったにもかかわらず、パラシュートで 脱出した二名の米兵は、現場へ急行した自衛隊機によっ て厚木基地に運ばれた後に帰国してしまいました。

事故の調査報告書の公表を裁判で求めた被害者たち

へ飛行する民間航空機は、東京湾上で旋回し急上昇し て横田空域を越える必要があります。

横田空域を避けるために、羽田空港から西に向かう 定期便は急上昇を強いられ、小松便などはすぐに急降 下をしなくてはなりません。

また、羽田への着陸時は南へ迂回しなくてはならず、 ルートが限られるため渋滞が常態化、ニアミスが懸念 されています。

民間航空機の効率的かつ安全な運航を妨げる巨大空 域が首都圏にあることは異常なことです。

日本と同じ敗戦国であるドイツ、イタリアにも米軍 基地が置かれています。横田空域のような制限はあ りません。横田空域は、日本がアメリカの追随勢力で あるという事実を象徴するものと言っても決して過 言ではありません。

このように、横田空域があるがために、日本の民間 航空機は、米軍の許可なしには首都圏周辺の広大な空 域を飛行することができず、管制も日本側がすること できません。

横田空域は、世田谷区、杉並区、練馬区、武蔵野市 などは、ほぼ全域がこの横田空域内にあり、その境界は、

には、「日付も作成者の名前もない報告書の要旨」が示 されたのみでした。

東京都の都市整備局のホームページには、次の一文 が記されています。

「米軍が管理する横田空域は一都九県にまたがる広大 な空域です。

首都圏の増大する航空需要に対応し、より安全で効 率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくた めには、横田空域を全面返還させ、首都圏の空域を再 編成して、我が国が一体的に管制業務を行うことが不 可欠です。

都は、横田空域及び管制業務の早期全面返還の実現と 同空域の活用による首都圏空域の効率的な運用を国に 働き掛けていきます」

横田空域の他にも中国・四国地方には、岩国空域が あります。この空域は、山口県、愛媛県、広島県、島 根県の四県にまたがる、日本海上空から四国上空まで を覆う、巨大な米軍管理空域です。

この空域内の松山空港に向かう民間航空機は、米軍・ 岩国基地の管制官の指示どおり飛ばなければなりません。

岩国空域のすぐ西側にある大分空港へ向かう民間航空機も、高度制限など大きな制約を受けています。

平成二八(二〇一六)年五月二十七日、バラク・オバマ大統領(当時)が、アメリカ大統領として史上初めての広島訪問に際して、その移動は、中部国際空港から大統領専用機で米軍・岩国基地に移動した後、岩国空域を通じて、海兵隊の軍用ヘリによって原爆ドームへ向かいました。

車で行けばわずか四〇キロの距離で、一時間で行けるにもかかわらず、わざわざ軍用機で、しかも四機のオスプレイに先導されるかたちで、オバマ大統領は広島に移動したのです。さらに同行する大統領付きの武官は「フットボール」と呼ばれる核兵器の「発射キット」を携行していました。

アメリカ大統領は、核兵器を世界戦略の中心に据えた世界最強の米軍の最高司令官です。

オバマ大統領は、日本の上空を事実上自由に、自国の軍用機を引き連れて移動することができるということを日本政府ならびに日本国民にまざまざと見せつけて、その力を誇示したのです。

そしてオバマ大統領が得たのは、ノーベル平和賞受

賞でした。

横田空域、岩国空域、そして平成二二(二〇一〇)年まで沖繩にあった嘉手納空域がありました。

ちなみに横田と岩国にある巨大な米軍の空域には、国内法の根拠は何もありません。そしてそれは、日米地位協定にもまったく法的根拠が明記されていません。

日本の首都圏の上空をはじめとする本州の大半の空域が、米軍に支配、管理されている事実を見れば、今日の日本がアメリカの植民地化に置かれていると言っても過言ではありません。

——日米合同委員会に支配される日本——

横田空域をはじめとしたこれら空域は、日米合同委員会(「航空管制委任密約」により作られたものです)。

日米合同委員会とは、米軍基地の使用、軍事活動の特権を定めた日米地位協定を、具体的にどう運用するかを協議する実務者会議です。

そこで合意された取り決めは、日本の法律・憲法よりも強い効力をもっています。

軍事、外交、司法のさまざまな側面で、日本の主権

を侵害し続けた挙句、米軍の特権を維持するために数知れぬ密約を生み出しています。しかもそれらの密約は、

日本国憲法に基づく日本の国内法(憲法体系)を無視して、米軍に治外法権に等しい特権を与えているのです。

この米軍の巨大な特権に、実は国内法上の法的根拠はまったく存在しておらず、日米地位協定にも法的根拠が明記されていないのです。

まさに今日の日本は、独立国家とは名ばかりの対米追従勢力にしか過ぎないのです。実に悲しい限りです。

戦後一貫してアメリカの傀儡に甘んじて、胡坐をかいて来た一切の戦後政治に終止符を打ち、億兆一心、日本国民が心を一つにして、国家の立て替え、立て直しを図り、維新体制による日本の独立を誓わなくては、未来永劫にわたって日本は、アメリカの追従勢力として、日本および日本人はアメリカの世界戦略のコマとして使われ続けることになるのです。

日米合同委員会は、日本政府中央官庁の高級官僚六人と在日米軍の高級将校と在日米国大使館員七人の計十三名によって構成されています。

同委員会のメンバーは、日本側が外務省の北米局長や法務省の大臣官房長などの高級官僚であるのに対し

て、アメリカ側は、アメリカ大使館の公使一人を除いて、全員が軍人です。

ところで日米合同委員会の議事録や合意文書は、原則的には非公開になっています。つまり日米合同委員会は、日本の高級官僚と米軍高級軍人とが密室の中で秘密合意している。すなわち密約の温床となっているのです。

しかもそれらの密約は、横田空域などの存在でわかるように、米軍に対して無期限に治外法権を与えているのです。すなわちそれは、日本の主権を黙殺するもの以外の何物でもありません。

日米合同委員会は、米軍関係者の高級宿泊施設で、東京・南麻布四丁目にあるニューサンノー米軍センター(ニュー山王ホテル)で月に一回、外務省が設定した場所(ニュー山王ホテル)で月一回開催されています。

ニュー山王ホテルは、米軍関係者以外の立ち入りはアメリカ人でも禁止されており、日本人は米軍か米大使館の関係者の付き添いの上、身分証明書を提示しなくては施設内への立ち入りはできません。

館内の会話はすべて英語を使用し、支払はドル紙幣が使われます。

煉瓦色の七階建てのホテルの入口には、右腕に星条

旗のワッペンを付けた、黒ずくめの制服とベルトに警棒と拳銃を装備した日本人警備員が、出入りする人と車両の証明書をチェックしています。

日本では、銃砲刀剣類所持等取締法(銃刀法)があり、銃砲の所持には警察、自衛隊など法令に基づく職務以外では厳禁されており、警備員は銃砲を携帯することはできないはずですが、それにもかかわらず、米軍基地に勤務する日本人警備員は、銃を携帯することができるとは、

何故ならば本来、日本人警備員が銃を携帯することは銃刀法上、認められていませんが、米軍基地においては、銃刀法の適応は除外する特例として扱うことで、米軍の特権を認める措置をとっているからです。

このような特権が、在日米軍に対して到る所で認められているのです。

まさに日米合同委員会は、こうした在日米軍の特権を認める密約が交わされているのです。

日本の主権を侵害して、日米合同委員会で取り決められた密約は、一体いくつあるのかさえもわからず、すべてが闇の中に封印されています。

日米合同委員会での合意事項は、法律を超越する力

これに対してアメリカは、ソ連による領土の拡張だとして警戒し、ヨーロッパに社会主義が広がることを防ぐために、一九四七(昭和二二)年に、ヨーロッパ経済復興援助計画すなわちマーシャル・プランを発表して経済復興を急ぐことにしました。

これに対抗したソ連は、東欧諸国との連携を強めるため、コミンフォルムという組織を結成します。

こうした中、一九四九(昭和二四)年、アメリカを中心とした西欧諸国は、ソ連すなわち共産主義圏の拡張を抑え込むための軍事同盟である北大西洋条約機構を結成しました。

一方、ソ連もこれに対抗すべく、東欧諸国を率いて、一九五五(昭和三〇)年にワルシャワ条約機構を結成します。

このような情勢下で、分割統治されていたドイツが、西側のドイツ連邦共和国(西ドイツ)と東側のドイツ民主共和国(東ドイツ)との二つの国家として分割独立し、東ドイツの中にあつたベルリンも、西と東に分断され、西ベルリンは、西ドイツの飛び地になってしまいました。

こうして、アメリカを中心とした資本主義陣営とソ連を中心とした共産主義陣営は、戦後の世界秩序構築

によって、日本政府を拘束し続けているのです。

日米合同委員会とは、戦後日本において米軍が日本の占領を継続させるためのリモコン装置であり、日本の国会よりも占領基本法である日本国憲法よりも上位の存在で、日本の国策をもそこで決定しているのです。

それはまさに、日本の主権を無視して、米軍に治外法権と等しい特権を与えるための密約をするための機関なのです。

——アメリカの犠牲に供される

日米指揮権密約——

日本の占領が終わる約二年前、つまり昭和二五(一九五〇)年の初頭、米軍部は日本を独立させることには、絶対的に反対していました。

その理由は、当時の世界情勢にありました。

第二次世界大戦でドイツが降伏した一九四五(昭和二〇)年、二千五百万人以上という多大な犠牲を出したソ連は、ドイツから解放した東欧諸国を、ソ連自国の安全保障を重視するために、次々とその影響力の下に置いていきました。

の過程で対立、世界を二分し、東西冷戦に突入しました。

こうした欧州の情勢に比例して、日本を取り巻くアジア情勢も激しく東西が対立して行きます。

一九四八(昭和二三)年九月九日に朝鮮民主主義人民共和国が成立、翌年十月一日には、中華人民共和国が成立しています。

一九五〇(昭和二五)年六月二五日には、金日成が率いる朝鮮人民軍が北緯三八度線を越境して、朝鮮戦争が勃発しました。

その頃、インドシナでは、ベトナム民主共和国の独立をめぐってフランスとの間でインドシナ戦争が行われていました。この戦争はやがてベトナム戦争となり、それは米ソの代理戦争として、東西対立の舞台となったのです。

その頃アメリカでは、マッカーシズム旋風が巻き起こり、アメリカにおける共産黨員、および共産党シンパと見られる人々の排除をはじめ、共和党右派の上院議員であるジョセフ・マッカーシーらに「共産主義者」や「ソ連のスパイ」、もしくは「その同調者」だと糾弾されたのは、アメリカ政府関係者やアメリカ陸軍関係者をはじめ、ハリウッドの芸能関係者や映画監督、作家、それにア

アメリカの影響が強い同盟国であるカナダ人やイギリス人、日本人などの外国人にまで及び、この「赤狩り」の影響は、西側諸国全体に行き渡ることになりました。

日本では占領軍総司令官マッカーサーが、朝鮮戦争勃発直前の昭和二五（一九五〇）年五月三日に、日本共産党の非合法化を示唆し、同月三〇日には皇居前広場において日本共産党指揮下の大衆と占領軍が衝突する人民広場事件が発生しました。

この事件を機にマッカーサーは、日本共産党員と同調者を公職追放し、その動きに関連して、公務員や民間企業において、「日本共産党員とその支持者」と烙印した人々を解雇して、約二万を超える人々が失職しました。それは、「赤狩り」または「レッドパージ」と呼ばれます。

つまり東西冷戦の始まりによって、アメリカは自国の国益を守るために、対ソ連、対中国、対北朝鮮、対ベトナムの前線基地として日本を永久的に利用し、反共の砦として活用しようという戦略を立てたのです。

このため米軍は、日本の独立に反対して、アメリカ政府が日本を独立させた場合に備えて、「在日米軍の法的地位は変えない半分平和条約を結ぶ」か「政治と経済

については、日本との間に正常化協定を結ぶが、軍事面では占領体制をそのまま継続する」ことを主張したのです。

そうして、昭和二六（一九五二）年九月八日に署名されたサンフランシスコ講和条約と同時に、日米安全保障条約（日米安保条約）が結ばれました。

日米安保条約に基づき、在日米軍の地位を保証したのが日米地位協定であり、日米地位協定を確かなものとするために、日米合同委員会を日米安保条約の発効と同時に発足させています。

一九九一（平成三）年十二月二五日にソ連が崩壊し、冷戦は終結しましたが、アメリカは中国および北朝鮮による日本に対する脅威を煽り、引き続き東西冷戦の最中に、在日米軍の重要性を日本にアピールしています。

日米安保条約と日米地位協定は、日本を軍事的に法の下においてアメリカの従属関係に置くものなのです。それは日本国家が米軍に対する従属を意味し、それも法的にがちりと組み込まれ、押さえ込まれているのだということを我々はしっかりと認識しなくてはなりません。

まさに日本は独立国家ではなく、アメリカの軍政下に

置かれた、米軍の追従勢力という存在でしかないのです。

そうした認識の上に立って、私たちは日本の独立に向けたありとあらゆる努力をしなくてはならないのです。永田町に巣食う政治屋は、日本を独立させようという意識は毛頭なく、日本を米軍の追従勢力としたままの現状維持しか考えていないのが実情です。

ところで、サンフランシスコ講和条約が発効した直後の昭和二七（一九五二）年七月二三日、米軍のマーク・クラーク大將は、吉田茂首相（当時）と岡崎勝男外相（当時）を自宅に呼びつけ、「指揮権密約」を結びました。この時マーフィー駐日大使も同席しています。

さらにその二年後の昭和二九（一九五四）年二月八日にジョン・ハル大將もその密約の確認を行っています。「指揮権密約」とは何か。ずばり「戦争になったら自衛隊はアメリカ軍の指揮下に入る」とした密約です。

この時、吉田首相は「この合意は、日本国民に与える政治的衝撃を考えると当分の間、秘密にされるべきである」との考えを示しました。

自衛隊の指揮権をあらかじめ米軍が持っているという事は、日本がアメリカの完全なる属国であることの証拠です。

まさに日本および日本人は、アメリカの世界戦略のために犠牲を強いられる、人身御供となるのです。

この「指揮権密約」を裏づけするために、今日まで開催されているのが、国会よりも上位に位置している「日米合同委員会」であり、それを具体化するために「日米安保条約」の下で「日米地位協定」が存在しているのです。平成二七（二〇一五年）に安倍政権（当時）が、憲法の拡大解釈によって集団的自衛権の限定行使を容認した一連の安保法制の整備は、まさに「日米合同委員会」によって取り決められたことを実施したもののなのです。

つまりそれは、「完全に米軍のコントロールの下で、戦争が必要だと米軍司令官が判断したら、世界中で自衛隊は米軍の指揮下に入り戦争せざるを得なくなる」のです。



田中 健之 たなか たけゆき

歴史作家、維新運動家、昭和38年11月1日生まれ、福岡市出身。安永社初代社長田中徳太郎の曾孫で、黒龍会を創立した内田良平の血脈を継承する親族。拓殖大学日本文化研究所近代研究センター委員研究員を経て、現在、ロシア科学アカデミー東洋学研究所及びモスクワ国立教育大学外国語学部客員研究員、日露善隣協会会長。2008年に黒龍会を再興し会長に就任。主な著書に「靖國に祀られる人々」、昭和維新、「北朝鮮の終焉」「実は日本が大好きなロシア人」複数執筆など、田中実公論「正論」歴史群像」などの論議誌に多数執筆。